

○ **提供を受ける役務の内容及び選定理由等（評価委員会提出資料）**

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第7条第1項の規定に基づきあらかじめ報告を受けた本市退職者の外郭団体の顧問、相談役等への就任等について、提供を受ける役務の内容及び選定又は顧問契約等（顧問契約等の内容を変更しようとするときは、変更後の顧問契約等）の相手方とする理由等を公表します。【令和6年7月1日現在】

団体名	項番	役職名
大阪市住宅供給公社	1	—

大総務第 129 号  
令和 6 年 3 月 5 日

大阪市外郭団体評価委員会  
委員長 堀野 桂子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀  
(担当：行政部総務課法人グループ)

### 諮問書

本市退職者の顧問、相談役等への就任等について、本市の監理対象団体である大阪市住宅供給公社から、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第 7 条第 1 項前段の規定に基づき、所管所属長である大阪市都市整備局長に別紙 2 のとおり報告があり、所管所属長から別紙 1 のとおり諮問依頼があったので、同項後段の規定に基づき、当該報告の内容が本市退職者に関する本市と監理対象団体との関係の適正性の確保の観点から適当なものであるかどうかについて諮問します。

令和 6 年 3 月 1 日

総務局長 様

都市整備局長

〔担当：総務部総務課事業管理グループ  
企画部住宅政策課住宅政策グループ〕

監理対象団体における本市退職者の顧問、相談役等への就任についての  
大阪市外郭団体評価委員会への諮問について（依頼）

標題について、当局所管の監理対象団体である大阪市住宅供給公社から、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり報告があったので、同項の規定に基づき、当該報告の内容が本市退職者に関する本市と監理対象団体との関係の適正性の確保の観点から適当なものであるかどうかについて、大阪市外郭団体評価委員会に諮問していただきますよう依頼します。

なお、当該団体は住まい情報センターの次期指定管理者であり、本件報告に記載の事項については、選定された企画提案を実現するために必要な内容であると当局が指定管理業務の委託者として確認しております。

令和6年2月28日

大阪市都市整備局長  
上村 洋 様大阪市住宅供給公社  
理事長 田中 義浩

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第7条第1項の規定に基づく報告について

大阪市住まい情報センター(以下「センター」といいます。)の指定管理者の代表者である当公社は、センターに属する住まいのミュージアム(以下「今昔館」といいます。)において、新たな企画や集客のため、外部有識者からなる(仮称)アカデミックボード(以下「ボード」といいます。)を令和6年度から設置する予定です。

今般、ボードの設置にあたって、学術委員として大阪市退職者である谷直樹氏に就任いただきたいので、「大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程」第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

## 記

## 1 大阪市退職者の氏名並びに大阪市を退職した時の所属及び役職

谷 直樹 大阪市立大学大学院生活科学研究科教授

## 2 ボードについて

- ・ 当公社はセンターの次期(令和6年4月1日から令和11年3月31日)指定管理者として選定されました。(大阪市住宅供給公社・(株)アクティオ共同企業体)
- ・ 次期指定管理者の公募の際に、当公社としては、今昔館に来館されるすべての方に大阪の都市居住の歴史と文化を楽しく学ぶ場を提供するとともに、大阪の魅力を発信し、「住むまち・大阪」に対する愛着とイメージアップを図ることを提案しました。
- ・ また、センター指定管理予定者選定会議からも、企画展の展示の質を高め、何度も来場したくなるような工夫を行い、これまで以上に集客及び学習機会の創出を図ることを求める旨の附帯意見が出されています。
- ・ これらの実現に向けては、これまでの取組に加えて新たな企画やプログラムの開発に積極的に挑戦し、他の施設との差別化を図る企画立案を行っていく必要があると考えており、そのためには、知識と経験を有し、さらには研究団体や他施

設につながりを持つなど人的ネットワークを有する外部有識者からの助言が不可欠です。

- ・そこで、当公社としては、実物大で再現した江戸時代の大阪の町並みや明治以降の大阪の住まいや暮らしを紹介する精巧な模型等を展示している今昔館にふさわしい新たな企画やプログラムの開発に貢献していただくことを目的として、各分野において研究業績・展示実績のある人材、学位・専門資格をもつ人材を学術委員として委嘱し、館長を補佐するボードを設置することを提案しました。
- ・ボードの学術委員には、建築史・居住文化史など、大阪文化の分野において造詣が深く、伝統的工法を用いた町家に精通している有識者や、近世経済史や近代建築史の専門家等を順次加えていく予定です。
- ・令和6年4月1日に予定しているボードの設置により、具体的な企画展(原則として年間5回開催)や常設展示を活用した新たなセミナー・プログラムの内容について、学術委員から専門知識や経験に基づいた継続的な助言をいただくとともに、大阪市に寄託されている重要文化財の修復を進め、修復完了した建築絵図及び古文書等並びに日本の伝統的な建築技術及び建築文化について、企画展において公開する予定であります。
- ・今昔館の展示プログラムに外部専門家や有識者が関与していることを対外的に示すことで、市民をはじめとする各種関係者からの信頼・信用の獲得につなげてまいります。

### 3 谷氏から提供を受ける役務(内容及び回数)

#### ① 企画展・常設展に対する助言

- ・学術委員の専門とする研究分野に関連する企画展を今昔館が開催するにあたり、その知見に基づく助言をいただく(招聘日数は展示会の規模や設定テーマによって異なるが、目安として年間30日程度)。
- ・学術委員の専門とする研究分野に関連する常設展示室等の展示内容について、その知見に基づく助言をいただく(招聘日数は、目安として年間5日程度)。

#### ② 資料の収集・保管に対する助言

- ・展示の充実を目的とした新たな資料の収集や、これらの所蔵資料の保管にあたり必要に応じて、その知見に基づく助言をいただく(重要文化財級の資料の場合、修理に対する助言で年間5日程度、管理に関する助言で年間10日程度)。

### 4 谷氏をボード学術委員の1人として選任する理由

- ・谷氏は建築史・居住文化史研究への造詣が深く、特に大阪を中心とする建築史の研究、近世大工組の研究では学会の高い評価を受けています。

- ・ 歴史的建築物の保存・再生や博物館展示の専門家としても活躍され、多くの自治体で町家再生や博物館の企画に携わるとともに、多くの出版物の刊行やテレビ番組等の時代考証にも関わっています。
- ・ 重要文化財は、可能な限り公開するよう努めることが義務付けられていますが、現在、今昔館が管理している重要文化財は、谷氏がその研究を行う専門家の第一人者であり、今後これらの資料を公開する展示会を開催していくためには、同氏の協力が欠かせません。
- ・ したがって、谷氏については、当会社が今昔館の新たな企画やプログラムの開発、他の施設との差別化を図る企画立案を行うにあたり、専門知識等を有するとともに、人的ネットワークを活用して他の施設との連携等に貢献できる必要不可欠な人材です。

#### 5 委嘱期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(指定管理期間)

#### 6 報酬額

日額16,500円